

# 大規模氾濫減災協議会の設立に向けた動き

## ■現在の取り組み状況

○平成27年9月、関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。

➡(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申,平成27年12月)



「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

→『水防災意識社会 再構築ビジョン』

※各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を設置して、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。

○平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。

➡(同審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申,平成29年1月)



「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、水防法等の一部を改正。(平成29年6月19日施行)

《水防法等改正事項》

- ・大規模氾濫減災協議会の創設 ※取組の実効性、継続性を高めるため協議会の法定化
- ・浸水実績等の把握及び水害リスク情報の周知
- ・要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画策定等の義務化 等

H28.8 菊川、天竜川下流それぞれで水防災協議会を設立

→「**取り組み方針を策定**」

《構成機関》

- 菊川水防災協議会  
菊川市、掛川市、西部危機管理局、袋井土木事務所、静岡地方気象台、浜松河川国道事務所
- 天竜川下流水防災協議会  
浜松市、磐田市、西部危機管理局、浜松土木事務所、袋井土木事務所、静岡地方気象台、浜松河川国道事務所

浜松土木事務所管内の河川を対象に、「**取り組み方針**」を策定(予定)

《構成機関》

- 西部地域豪雨災害減災協議会  
浜松市、湖西市、静岡県危機管理部、西部危機管理局、交通基盤部河川砂防局、浜松土木事務所、静岡地方気象台、浜松河川国道事務所

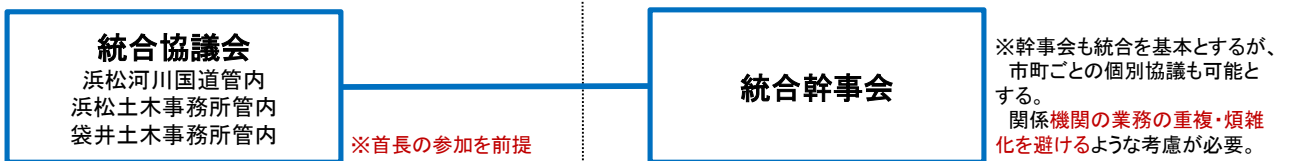
### 協議会運営の課題

- 減災への取り組み項目の多くは、国、県で共通しており、それぞれの取り組みを共有する必要がある。
- 協議会を効率的に運営する必要がある。

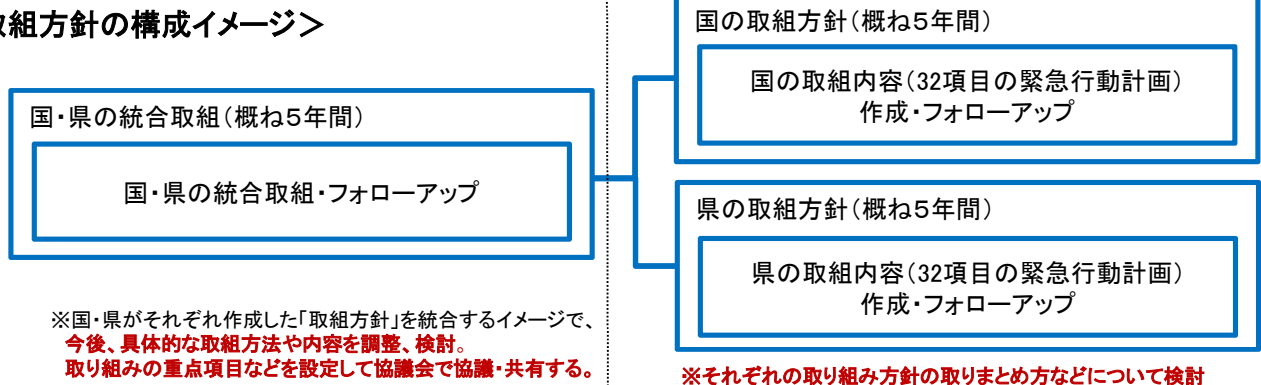
## 平成30年出水期までに水防法に基づく協議会(統合協議会)を設立

## ■大規模氾濫減災協議会(水防法改正H29.6)の設立について

### <協議会と幹事会のイメージ>



### <取組方針の構成イメージ>



### 【今後の予定】

- ・統合のための準備(組織や統合の取組・フォローアップの方法等の調整)を進め、平成30年出水期前までに統合協議会を新たに設立を目指す。